

基本方針3-2 区民・団体・民間・行政の連携

分野	事業番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容	協働・連携団体等	所管	
高齢者 ・ 障がい者	66	地域ケア会議(個別ケア会議、地域ケア圏域会議、相談支援・ケアマネジメント会議)		
		高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図ります。	関係団体: 地域包括支援センター、区社会福祉協議会、介護サービス事業者、医療機関、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会	高齢・障害課
	67	多摩区在宅療養推進協議会		
		在宅医療の推進役として配置された在宅療養調整医師が中心となり、地域の実情に応じた在宅医療・介護に関わる多職種連携の強化、在宅療養者に対する一体的な支援体制の構築、在宅医療の正しい知識と理解の浸透をめざした普及啓発を行います。	関係団体: 医師会、病院・診療所、訪問看護ステーション、薬剤師会、介護支援専門員連絡会、地域包括支援センター、介護サービス事業所等	高齢・障害課
	68	多摩区地域自立支援協議会		
	障がい者と家族が地域で安心して生活できるよう、障がいに関する普及啓発、社会資源の開発、支援技術の向上に取り組みます。相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉関係機関の連携の強化をめざします。	関係団体: 障害者相談支援センター等	高齢・障害課	
69	多摩区精神保健福祉連絡会議			
	医療、保健、福祉、教育等各分野の委員で構成され、精神保健福祉に関して、区内の活動ネットワークを構築し、地域における課題を共有するとともに、こころの健康に関する課題解決に向けて、講演会等の普及啓発に取り組みます。	関係団体: 病院・診療所、大学、グループホーム、障害者相談支援センター、家族会、ボランティア等	高齢・障害課	

※各事業・取組担当課連絡先を P101に掲載しています。

基本方針3-2 区民・団体・民間・行政の連携

分野	事業番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容	協働・連携団体等	所管	
地域 ・ 防災 ・ 暮らし	70	多摩区支え合いのまちづくり推進会議		
		多摩区地域包括ケアシステム推進のため、地域ニーズや課題の共有、区地域福祉計画の策定と事業評価について各種団体の代表者と意見交換を行います。	保健・医療・福祉の関係団体、地区社会福祉協議会、地域住民の代表者等	地域ケア推進課
	71	区・地区社会福祉協議会との連携		
		区役所と区・地区社会福祉協議会が連携し、子ども・高齢者・障がい者等の各分野の情報共有や各主催事業での協力体制を図りながら、地域福祉を推進していきます。		地域ケア推進課
	72	庁内の各種連携会議		
		「多摩区地域包括ケア推進本部会議」「コミュニティ検討部会」等の庁内会議を活用して、地域情報や各所管課が実施する事業や課題について共有し、連携を強化します。		地域ケア推進課
	73	多摩区健康づくり推進連絡会議		
		「かわさき健康づくり21」の推進とともに、健康づくり推進のネットワークづくりをめざします。	関係団体：医師会、歯科医師会、小学校、中学校、その他健康関連の団体	地域支援課
	74	多摩区食育推進分科会		
		地域の食に関する課題や取組について、地域の様々な関係団体と協働して食育を推進するために必要な検討及び情報共有等を行います。川崎市食育推進計画の推進とともに、地域特性を活かした食育推進のネットワークづくりをめざします。	関係団体：栄養士会、食生活改善推進員連絡協議会、保育所、幼稚園、小学校、中学校、食品衛生協会等	地域支援課
75	関係営業施設との連携			
	食品衛生協会、理美容組合、営業施設、動物愛護ボランティア等との連携による地域づくりを推進します。		衛生課	

※各事業・取組担当課連絡先を P101に掲載しています。

基本理念「多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区」や「多摩区」をイメージして、障がい者施設等に通所している利用者の方に描いていただきました。



2 各事業・取組担当課連絡先一覧

担当課	電話(代表)
地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)	
地域ケア推進課	044-935-3267
地域支援課	044-935-3294
児童家庭課	044-935-3297
高齢・障害課	044-935-3266
保護第1課・第2課	044-935-3252
衛生課	044-935-3306
保育所等・地域連携担当	044-935-3104
危機管理担当	044-935-3146
まちづくり推進部	
企画課	044-935-3147
地域振興課	044-935-3133
生涯学習支援課(多摩市民館)	044-935-3333
区民サービス部	
生田出張所	044-933-7111
道路公園センター	
道路公園センター	044-946-0044

※各事業・取組担当課連絡先一覧は、令和6年3月現在のものです。

3 第7期多摩区地域福祉計画の策定経過

年月日		策定の経過
令和4年 (2022) 11月~12月		第6回川崎市地域福祉実態調査の実施
令和5年 (2023) 6月	28日	令和5年度第1回多摩区支え合いのまちづくり推進会議 兼 令和5年度第1回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議幹事会 ○第7期川崎市・各区地域福祉計画の策定について ○第6期多摩区地域福祉計画の令和4年度評価について ○多摩区の現況と第6回川崎市地域福祉計画実態調査について ○第7期多摩区地域福祉計画策定に向けた意見交換 ○多摩区地域包括ケアシステムの取組状況について
8月	7日	令和5年度第2回多摩区支え合いのまちづくり推進会議 兼 令和5年度第2回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議幹事会 ○第7期多摩区地域福祉計画 計画策定スケジュール及び体系について ○第7期多摩区地域福祉計画目次(案)及びレイアウトイメージについて ○第7期多摩区地域福祉計画 骨子案について
	30日	令和5年度第1回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議 ○地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について ○第7期多摩区地域福祉計画策定について
9月	27日	令和5年度第3回多摩区支え合いのまちづくり推進会議 兼 令和5年度第3回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議幹事会 ○第7期多摩区地域福祉計画の素案について
12月	1日~ 令和6年 1月22日	パブリックコメント
令和6年 (2024) 1月	14日	高齢・障害・地域福祉計画 市民説明会
2月	26日	令和5年度第4回多摩区支え合いのまちづくり推進会議 兼 令和5年度第4回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議幹事会 ○第7期川崎市・各区地域福祉計画の策定に係るパブリックコメント及び 市民説明会について ○第7期多摩区地域福祉計画(案)について ○第7期多摩区地域福祉計画概要版(案)について ○令和5年度地域包括ケアシステム構築に向けた主な取組結果について
3月	13日	令和5年度第2回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議 ○地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について ○第7期多摩区地域福祉計画について

4 多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多摩区支え合いのまちづくり推進会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1)地域包括ケアシステムの推進に関する事
- (2)地域ニーズや課題の把握や共有及び対応策等に関する事
- (3)行政・活動団体・関係機関相互の情報共有に関する事
- (4)地域福祉計画の策定及び変更に関する事
- (5)地域福祉計画に定める取組の進捗及び行政の事業評価に関する事
- (6)前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1)学識経験者
- (2)保健、医療関係の団体を代表する者
- (3)福祉関係の団体及び施設を代表する者
- (4)地域住民関係の団体を代表する者
- (5)ボランティア組織及び社会奉仕団を代表する者
- (6)社会福祉当事者組織及び団体を代表する者
- (7)学校関係及び保護者団体を代表する者
- (8)その他区長が特に認めた者

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催をする。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
この要綱の制定に伴い、多摩区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5 多摩区支え合いのまちづくり推進会議委員名簿

	氏名	所属
1	安陪 修司	多摩区商店街連合会
2	有北 郁子	多摩区こども総合支援連携会議
3	岩田 和可	多摩区地域自立支援協議会 北部基幹相談支援センター
4	内田 由美子	川崎市多摩区社会福祉協議会地域課
5	大澤 敏夫	川崎市多摩区社会福祉協議会 菅地区社会福祉協議会
6	大津 努	稲田地区社会福祉協議会
7	小川 町子	多摩区食生活改善推進員連絡協議会
8	奥沢 邦雄	中野島地区社会福祉協議会
9	和 秀俊	田園調布学園大学
10	木澤 静雄	登戸地区社会福祉協議会
11	岸 忠宏	多摩区医師会
12	小山 富士子	多摩区子ども会連合会
13	佐久間 真弓	よみうりランド花ハウス地域包括支援センター
14	永仮 都子	生田地区社会福祉協議会
15	松澤 明美	多摩区民生委員児童委員協議会
16	松本 英嗣	多摩区町会連合会
17	山岸 勝子	多摩区老人クラブ連合会

(五十音順 敬称略)

6 多摩区町丁別 地区組織

【稲田町会連合会】

町丁	町内会・自治会	地区民児協 (8地区)	地区社協 (5地区)
和泉	—	—	—
宿河原1～3、6丁目	宿河原町会	稲田東	稲田
宿河原4丁目	宿河原 4 丁目町会		
宿河原5丁目	宿河原 5 丁目町会		
宿河原7丁目	多摩新町自治会、宿河原東住宅自治会		
堰1丁目	堰町会、多摩新町自治会、メゾンドール多摩川管理組合		
堰2～3丁目	堰町会		
長尾1～7丁目	長尾町会		
菅1～6丁目	菅町会	菅第1	菅
菅稲田堤1～3丁目	菅町会		
菅城下	菅町会		
菅野戸呂	菅町会	菅第2	
菅北浦1～5丁目	菅町会		
菅仙谷1～4丁目	菅町会		
菅馬場1～4丁目	菅町会		
中野島1～3丁目	中野島町会	中野島	中野島
中野島4丁目	中野島町会、中野島住宅自治会		
中野島5丁目	中野島町会、中野島多摩川自治会		
中野島6丁目	中野島町会、中野島団地自治会		
布田	中野島町会		
登戸	登戸南武町会、登戸下河原町会、登戸南町会、登戸東本町会、登戸中央町会、登戸新川町会、登戸中部町会、登戸台和町会、登戸多摩川町会、登戸新町町内会、サニーハイツ向ヶ丘自治会、カサベルダ向ヶ丘管理組合	登戸	登戸
登戸新町	登戸多摩川町会、登戸新町町内会		

【生田地区町会連合会】

町丁	町内会・自治会	地区民児協 (8地区)	地区社協 (5地区)
東生田1丁目	飯室上耕地自治会、飯室中耕地自治会、飯室下耕地自治会、生田あやめ会	生田東	生田
東生田2丁目	飯室谷町会、まみあな自治会、ともしび会		
東生田3・4丁目	鷺鷥沼自治会		
東三田1丁目	大谷南自治会、多摩フラワーマンション管理組合、ハイツ向ヶ丘遊園管理組合、シティウインズ生田管理組合	生田中央	
東三田2丁目	東三田自治会、大谷台会	生田東	
東三田3丁目	大谷南自治会、公社生田住宅自治会、東三田ハウス自治会、レイディアントシティ向ヶ丘遊園団地管理組合	生田中央	

町丁	町内会・自治会	地区民児協 (8地区)	地区社協 (5地区)
柘形1丁目	生田宿自治会、明王町会、明王台ハイツ自治会	生田東	生田
柘形2丁目	根岸町会、生田宿自治会、大道町会		
柘形3丁目	松本ふたば会、榎戸交柳会、大道町会		
柘形4丁目	根岸町会、大道町会		
柘形5丁目	大谷自治会、大道自治会、根岸町会、川崎生田住宅自治会、大道町会		
柘形6丁目	稲目町会、大道自治会、松友会、松和会		
柘形7丁目	—		
生田1・2丁目	土淵自治会	生田東	生田
生田3丁目	土淵自治会、明王町会、東土淵自治会、生田団地自治会		
生田4丁目	土淵自治会、生田山の手自治会、センチュリオン生田管理組合	生田東 生田中央	
生田5丁目	土淵自治会、生田山の手自治会、月見台自治会、生田みどり自治会	生田東 生田中央	
生田6丁目	生田山の手自治会、月見台自治会、大作自治会、生田グリーンハイツ管理組合	生田中央 生田第2	
生田7・8丁目	五反田自治会、生田山の手自治会	生田中央	
三田1丁目	五反田自治会、西三田住宅管理組合、三田昭和通り町会、ソフトタウン生田管理組合、三田台自治会	生田中央 生田第2	
三田2丁目	五反田自治会、西三田住宅管理組合		
三田3丁目	西三田住宅管理組合、三田3丁目自治会		
三田4丁目	西三田住宅管理組合、南三田町会、三田昭和通り町会、三田4丁目自治会		
三田5丁目	長沢自治会、三田5丁目自治会		
栗谷1丁目	大作自治会、栗谷町会	生田第2	
栗谷2～4丁目	栗谷町会		
寺尾台1丁目	月見台自治会、寺尾台自治会、たちばな台自治会	生田中央 生田第2	
寺尾台2丁目	寺尾台自治会、寺尾台住宅管理組合、寺尾台パークホームズ会	生田第2	
長沢1～4丁目	長沢自治会		
西生田1丁目	大作自治会		
西生田2丁目	五反田自治会、大作自治会	生田中央 生田第2	
西生田3・4丁目	大作自治会	生田第2	
西生田5丁目	大作自治会、かりがね台自治会、高見台自治会、長沢自治会		
南生田1丁目	大作自治会、南生田自治会		
南生田2・3丁目	南生田自治会、長沢自治会		
南生田4丁目	長沢自治会		
南生田5丁目	長沢春秋台自治会、長沢団地会、長沢自治会		
南生田6丁目	葉月町会、長沢団地会		
南生田7丁目	平野町会、つつじが丘自治会、生田ガーデニア自治会		
南生田8丁目	—	—	—

※「みんなではいりましょう 町内会・自治会」(令和3年4月現在 多摩区町会連合会事務局)を参考に掲載

7 各種相談窓口

1 子ども・子育てに関する相談窓口

(1)子育て全般についての相談窓口

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設けられた専門の相談機関です。18歳未満の児童の心身の発達・障がいなど様々な問題に関する相談・援助活動を行っています。

児童家庭支援センターは、18歳未満の子どもの子育てや養育に関する相談を行っています。

名称	所在地・連絡先	名称	所在地・連絡先
北部児童相談所	多摩区生田 7-16-2 Tel:931-4300	かわさきさくら 児童家庭支援センター	多摩区菅稲田堤 1-10-5 至誠館さくら乳児院内 Tel:944-3981

(2)発達に関する相談窓口

ア 子ども発達・相談センター(きっずサポート)

児童の発達についての相談等を行っています。

名称	所在地・連絡先
きっずサポート たま	多摩区西生田 2-1-20 Tel:299-6818 Fax:299-6819

イ 地域療育センター(児童発達支援センター)

情緒障がい・言語障がい・聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由などの障がいがある児童、それらの疑いのある児童に関する相談・診察・検査・評価・療育・訓練などを行っています。

名称	所在地・連絡先	担当地域
川崎西部地域療育センター	宮前区平 2-6-1 Tel:865-2905 Fax:865-2955	和泉、宿河原、堰、中野島、長尾、登戸、 登戸新町、東生田、枳形
北部地域療育センター	麻生区片平 5-26-1 Tel:988-3144 Fax:986-2082	菅、菅稲田堤、菅北浦、菅城下、菅仙谷、 菅野戸呂、菅馬場、布田、生田、栗谷、寺尾台、 長沢、西生田、東三田、三田、南生田

(3)地域子育て支援センター

子育て中の親子と一緒に安心して遊べる施設です。お子さんに合った遊びの紹介、子育て情報の提供や講座、育児相談なども行っています。

名称	所在地・連絡先	名称	所在地・連絡先
宙(そら)	多摩区菅稲田堤 1-17-25 Tel:944-8866	みなみすげ	多摩区菅馬場 3-26-1 Tel:080-6702-4183
西しゆくマーノ	多摩区宿河原 2-19-6 Tel:933-4152	ますがた	多摩区枳形 6-3-1 Tel:080-9868-4676
にしきがおか	多摩区栗谷 3-28-2 Tel:080-6702-4177	なかのしま	多摩区中野島 4-22-7 Tel:090-4203-4897

2 障害者相談支援センター(障がい者の相談窓口)

(1)基幹相談支援センター

地域の相談支援機関への後方支援、広域調整、地域移行の取組等を行っています。

名称	所在地・連絡先
北部基幹相談支援センター	麻生区万福寺 2-4-7 アノンテラス新百合ヶ丘 102 Tel:299-8895 Fax:299-8896

※P107~108の各種相談窓口の掲載内容は、令和5年10月1日現在のものです。

(2)地域相談支援センター

障がい種別、年齢、福祉サービスの利用などに関わらない総合相談を行っています。

名称	所在地・連絡先	担当地域
いろはに こんぺいとう	多摩区中野島 4-19-14 プリメーラ SS101 Tel:299-6510 fax:299-7985	生田 1～3 丁目、和泉、菅、菅稲田堤、 菅北浦、菅城下、菅野戸呂、 菅馬場 1・2 丁目、中野島、布田
ドルチェ	多摩区宿河原 3-4-7 正地ビル 201 Tel:819-4510 Fax:819-4511	生田 4～8 丁目、宿河原、菅仙谷、 菅馬場 3・4 丁目、堰、寺尾台、長尾、 登戸、登戸新町、枳形 1～4 丁目
アベク	多摩区長沢 1-19-1-101 Tel:948-9890 Fax:948-9892	栗谷、長沢、西生田、東生田、東三田、 枳形 5～7 丁目、三田、南生田

3 地域包括支援センター(高齢者の相談先)

川崎市から委託を受けた法人が設置・運営する公的な相談窓口です。介護保険の相談や福祉・健康・医療の相談、高齢者の権利擁護など、様々な相談に応じています。

名称	所在地・連絡先	担当地域
長沢壮寿の里	多摩区三田 1-18-11 パート8 1階 Tel:935-0086 Fax:935-0093	東生田、枳形5～7丁目、長沢、 東三田、三田
多摩川の里	多摩区中野島 6-13-5 Tel:935-5531 Fax:935-3511	和泉、布田、中野島、生田1～3丁目
太陽の園	多摩区栗谷 2-16-6 Tel:959-1234 Fax:959-1233	栗谷、西生田、南生田
菅の里	多摩区菅北浦 3-10-20 Tel:946-5514 Fax:946-3432	菅、菅野戸呂、菅稲田堤、 菅馬場1・2丁目、菅城下、菅北浦
しゅくがわら	多摩区宿河原 6-20-19 Tel:930-5151 Fax:930-5911	宿河原3～7丁目、堰、 長尾3～7丁目
よみうりランド 花ハウス	多摩区菅仙谷 4-1-4 Tel:969-3116 Fax:969-3160	菅馬場3・4丁目、寺尾台、菅仙谷、 枳形1～4丁目、生田4～8丁目
登戸	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 Tel:933-7055 Fax:933-7077	登戸新町、登戸、宿河原1・2丁目、 長尾1・2丁目

4 権利擁護に関する相談窓口

ご自分では福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理などに不安のある高齢の方や障がいのある方の財産や権利を守り、安心して日常生活を送れるよう支援します。

名称	所在地・連絡先
多摩区社会福祉協議会 多摩区あんしんセンター	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内 Tel:933-2411 Fax:911-8119

5 ボランティア・地域福祉活動に関する相談窓口

多摩区ボランティアセンターでは、ボランティアに関する様々な相談を受け付け、ボランティアの紹介や調整を行ったり、活動する上で必要な知識・技術を習得できるよう講座を開催しています。

多摩区ソーシャルデザインセンターでは、地域での活動に関する様々な相談の受け付けや、地域人材・団体の情報登録、活動支援を行っています。

名称	所在地・連絡先
多摩区社会福祉協議会 多摩区ボランティアセンター	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内 Tel:935-5500 Fax:911-8119
多摩区ソーシャルデザインセンター	多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎(多摩区役所)1階 Tel:281-4422

8 川崎市地域福祉計画概要

1 計画策定の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

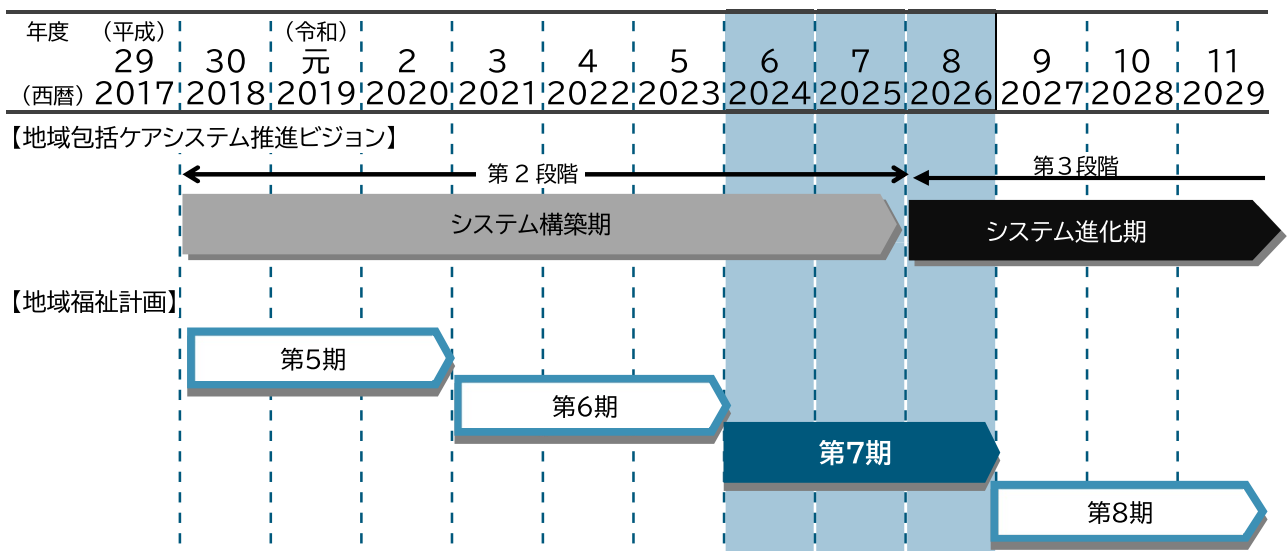
「地域福祉計画(以下、「計画」という。)」は、社会福祉法第 107 条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業(同法第 106 条の3第1項各号)の実施に関する事項

本市では、平成 16(2004)年度に第1期計画がスタートし、今回は第7期となります。また第7期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

(2) 計画の期間

第7期計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。



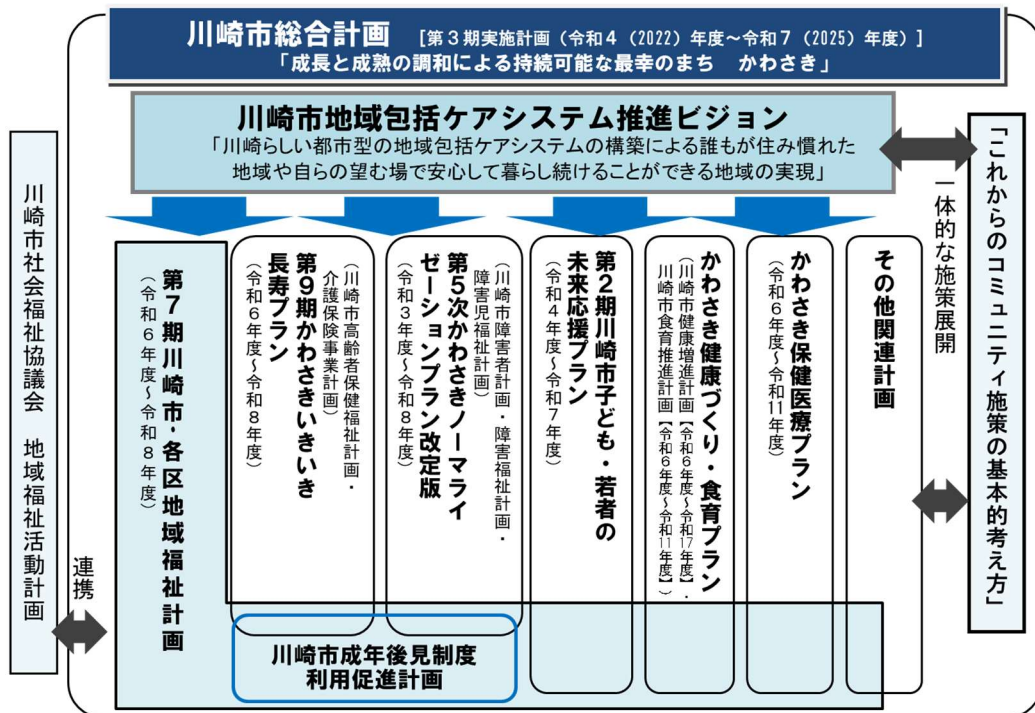
2 地域福祉計画と関連個別計画等の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(以下、「推進ビジョン」という。)を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般(令和5(2023)年度)の「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け(社会福祉法第107条第1項第1号)に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。各区計画においては、地域特性に応じた取組等をまとめています。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」を本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元(2019)年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を行いました。そこでは市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこと、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源(本人資源)に着目した対応を図ることが重要であること、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があることを確認しました。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として平成26(2014)年度に「推進ビジョン」を策定しました。

(1)社会環境の変化

社会環境の変化として、本市の平均年齢は大都市の中で最も低くなっていますが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進行は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、様々な支援の担い手の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)の収束を見据え、アフターコロナに向けた取組を推進していくことも求められています。

(2)策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を定めています。この法律では、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

高齢者施策は、住宅施策等の関連施策との連携や、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられます。また、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、本市では、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働から始めました。一方で、まちづくりの側面も重要と考えられることから、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざしています。

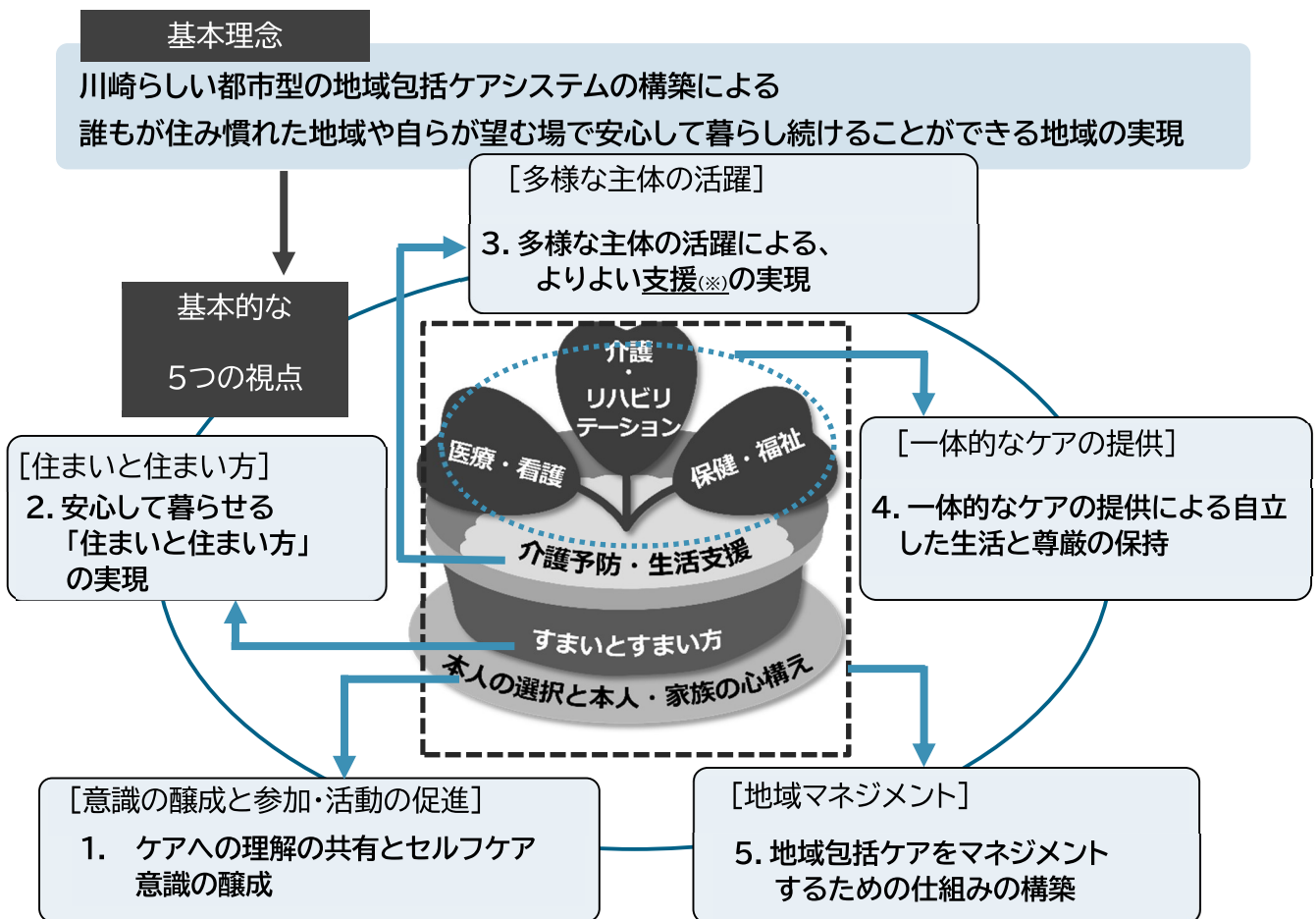
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方(地域コミュニティ等との関わり方)」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4)地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

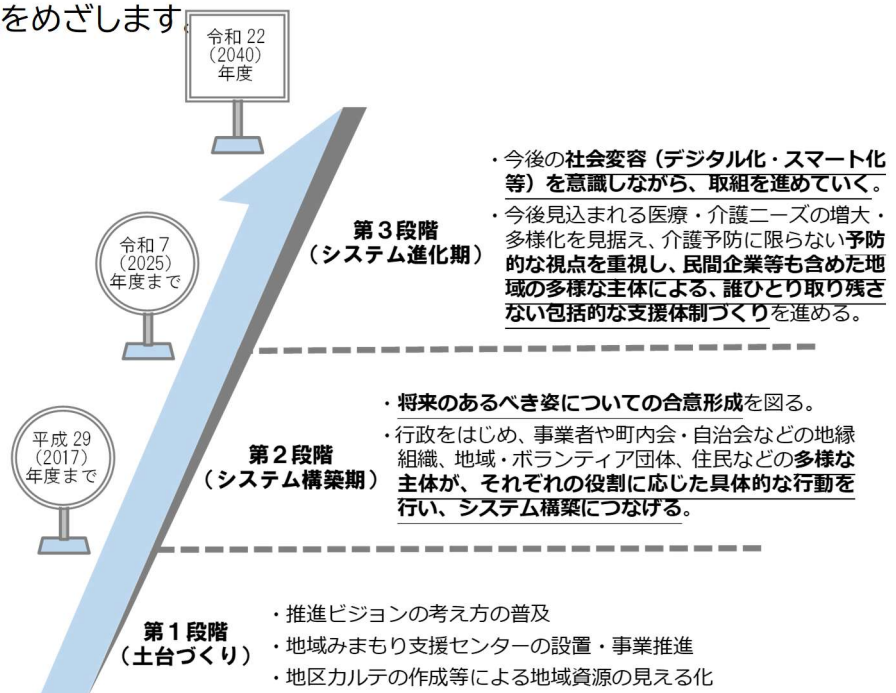
ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成 27(2015)年度から 29(2017)年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成 30(2018)年度から令和7(2025)年度までを第2段階の「システム構築期」、令和8(2026)年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

さらに、家族・地域社会の変容等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる 8050 問題、ヤングケアラー等の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルスの影響等による地域でのつながりの希薄化や、様々な地域活動の休止、各分野における専門職人材の不足等、地域におけるケアや支援の担い手の減少が顕著になってきています。

こうした中、第3段階の「システム進化期」に向けては、令和7(2025)年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めていきます。また、アフターコロナを見据えた「新しい生活様式」や、DX(デジタルトランスフォーメーション)等の社会変容を踏まえながら、予防的な視点を重視し、民間企業等も含めた地域の多様な主体による、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づくりを進めることで、更なる取組の加速化をめざします。

今後も、令和 22(2040)年以降も続くことが見込まれる超高齢社会に向けて、社会の持続可能性を高め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします



※令和 22(2040)年:いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上高齢者(前期高齢者)となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。